(4) (1)及び(2)に規定する設備、機械及び資材のエチオピア連邦民主共和国内における輸送のための費用並びにそれらの交換、維持及び修理のための費用は、エチオピア連邦民主共和国政府が負担する。

2 (1) 専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員の任務の遂行に必要な設備、機械及び資材であってＪＩＣＡが用意するものは、両政府の権限のある当局間の別途の合意がない限り、ＪＩＣＡの財産とする。

(2) エチオピア連邦民主共和国政府は、専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員に対し、(1)に規定する設備、機械及び資材の輸入に関し、領事手数料、租税(関税を含む。)及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除する。

(3) エチオピア連邦民主共和国政府は、専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員に対し、(1)に規定する設備、機械及び資材の現地購入に関し、付加価値税を含む租税及び課徴金を免除する。

第八条

エチオピア連邦民主共和国政府は、その指定する機関を通じ、専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員と緊密に連絡を保つものとする。

第九条

1 日本国から派遣されてこの協定に基づく技術協力計画に関連してＪＩＣＡにより与えられる任務をエチオピア連邦民主共和国において遂行する駐在員及び職員(以下、それぞれ「駐在員」及び「職員」という。)を置く海外事務所(以下「事務所」という。)をＪＩＣＡがエチオピア連邦民主共和国において維持することができることが確認される。

2 エチオピア連邦民主共和国政府は、次の措置をとる。

(1) (a) 駐在員、職員及びそれらの家族に対し、国外から送金される給与及び手当に対して又はこれらの給与及び手当に関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(b) 駐在員、職員及びそれらの家族に対し、次のものの輸入に関し、領事手数料、租税(関税を含む。)及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(i) 携帯荷物

(ii) (i) 身回品、家財及び消費財

(iii) 最初の到着後六箇月以内に、エチオピア連邦民主共和国に派遣される駐在員一名につき一台及び職員一名につき一台輸入する自動車

(c) エチオピア連邦民主共和国に自動車を輸入しない駐在員及び職員に対し、当該駐在員及び職員が最初の到着後六箇月以内に自動車を現地購入する場合には、駐在員一名につき一台及び職員一名につき一台の自動車に対して課される付加価値税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(d) 駐在員、職員及びそれらの家族に対し、その任期中、エチオピア連邦民主共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することを許可し、外国人登録要件に係る手続に関し便宜を与え、並びに領事手数料を免除すること。

(e) 駐在員及び職員に対し、身分証明書並びに専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員を送迎するために空港に出入国手続地点を越えて入るための特別通行証の発給について便宜を与えること。

(f) 駐在員、職員及びそれらの家族に対し、自動車運転免許証の取得のための便宜を与えること。

(g) 駐在員及び職員の任務の遂行に必要なその他の措置をとること。

(2) (a) 事務所に対し、事務所の活動に必要な設備、機械及び資材(自動車を含む。)の輸入に関し、領事手数料、租税(関税を含む。)及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(b) 事務所に対し、事務所の任務の遂行に必要な設備、機械及び資材(自動車を含む。)の輸入に関し、領事手数料、租税(関税を含む。)及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(c) 事務所に対し、(a)及び(b)に規定する自動車の登録料を免除すること。

(d) 事務所に対し、事務所の経費であって国外から送金されるものに対して又はこれに関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

3 2に規定する自動車が、その後エチオピア連邦民主共和国内において、租税(関税を含む。)の免除又は同様の特権を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車に対してそれらの租税(関税を含む。)が課される。

4 エチオピア連邦民主共和国政府は、駐在員、職員及びそれらの家族並びに事務所に対し、エチオピア連邦民主共和国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関の駐在員、職員及びそれらの家族並びに事務所に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

第十条

エチオピア連邦民主共和国政府は、エチオピア連邦民主共和国に滞在する専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員、駐在員、職員及びそれらの家族の安全を確保するために、必要な措置をとる。

第十一条

両政府は、この協定から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

第十二条

1 この協定の規定は、この協定が効力を生じた後、この協定が効力を生ずる前に開始した個別の技術協力計画にも適用され、また、当該計画に関連するエチオピア連邦民主共和国に滞在中の専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員、駐在員、職員及びそれらの家族並びに当該計画に関連する設備、機械及び資材にも適用される。

2 この協定の終了は、両政府間の相互の同意により別段の決定が行われる場合を除くほか、実施中の個別の技術協力計画が完了する日までの間当該計画に影響を与えるものではなく、また、当該計画に関連する任務を遂行するためにエチオピア連邦民主共和国に滞在中の専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員、駐在員、職員及びそれらの家族に対して与えられる特権、免除及び便宜に影響を与えるものではない。

第十三条

1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2 この協定は、一年間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対し少なくとも六箇月の予告をもって協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、毎年自動的に一年ずつ更新される。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十一年十二月一日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
玄葉光一郎

エチオピア連邦民主共和国政府のために
ハイレマリアム・デッサレン

○農林水産省告示第二千三百五十三号

平成二十三年四月十九日農林水産省告示第八百十二号(肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び月齢を定める件)は、平成二十四年三月十二日限り廃止する。

平成二十三年十二月十三日
農林水産大臣　鹿野　道彦

○農林水産省告示第二千三百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月十三日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一 保安林の所在場所　高知県香美市物部町別府字ナロ三七五の六、字米野九二のロ、三七七、三七九の一、三七九の二、三八〇、高知市鏡敷ノ山字中ウ子ノ上ヌ六九〇の三、六九三、字中ウ子ノ下タ六九四、六九六

二 指定の目的　土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ナロ三七五の六・字米野九二のロ・三七七・三七九の二・字中ウ子ノ上ヌ六九〇の三・六九三・字中ウ子ノ下タ六九四・六九六(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)